

歲出三億五千九十四萬円

10日～30日まで定例市議会

市長の34年度施政方針説明



昭和三十四年度の館山市予算案などを決める定例市議会は、三月十日から三十日までの二十一日間にわたりて、一般会計三億五千九十四万六十四円、特別会計五千四百九十万八千六百四十円にのぼる予算案及びそれらに附帯した議案の審議が行われておりますが、以下新年度予算案を中心とした市長の施政方針のあらましについて……

〔昭和34年度予算などを審議〕

さて当市の財政運営には一層の困難が予想されますが、歳出経費の約七十九多程度のものが義務的経費で占められ、しかもも自主的財源の根幹をなす市税収入は三十八多%という極めて不安定な財政構造で、昭和三十四年

度の財政運営には一層の困難が予想されますが、当初予算の編成に当りましては、政府の指向する財政の健全性の確保を基本方針とし、極力消費的経費の節約に努め、たゞ限り予算の重点的編成を行つたのであります。これらの点について申述べますと、

施政方針の概要

重 点 的 施 策 の 一 つ に 市 庁 舎 の 新 築 を 実 施

まず第一点は、市政執行の場である市庁舎建設を最重要施策としてとりあげました。当市の現庁舎は、いずれも大正年代表の建築で、三棟三か所に分散して執務する関係上市民の日常生活の不便

と内部設備の不完全から職員の健康管理上にも悪影響をきたしていいた折、市庁舎新築を望む声が市民の間に大きくとり上げられてきたこの機会に、昭和三十三年度から三か年計画継続事業として、九千五

という極めて不安定な財政構造で、昭和三十四年述べますと、これらの点について申します。

重点的施策の一つに 市庁舎の新築を実施

積極的に歳出度の歳入歳出予算額につきましては、まず昭和三十四年前年度当初予算に比較して、一千九百六十二万三千三百四十円の増加になつております。

橋梁の新設　経済の近代化
第二点は、経済、文化　の振興、商工
光などの諸活動の基礎　成などに、一ぐことにいた

に予算を配分
九十二万余円で、十六・
五%に当り、前年と比較
して三百七十三万余円の
増となつておりますが、
これは、総米農業委員会
費に計上されていた業務
職員給与と環境衛生費に
属していた人件費を吸収

卷之三

（消防費）
消防費の千九百三十六
万円は、前年度と比較
して三十万円の増で、分
担統合改編後、機械、貯
水池などの整備に著しい
進歩が図られたので、本
年度は隊員の被服給与と
防衛諸施設に重点をおき
ました。

四

失業費対策

微古文

出金四百八十八万円で、税費における納稅額はどの各種報償金などにてるもののが主なものであります。

七五

万八千四百十円があります。特別会計は独立採りより運営するよう強制から指示されておりますので、できる限り主財源で運営して行く針であります。

の外に民生安定のためお成さねばならない事が山積しておりますがしかしがら本年度は一
年に近い廃止新築という市販始まつて以来の一大事業の完遂を中心的施策をしておりますので、こ

元軍属の遺族年金弔慰金は

るため、そのまま請求しないでいる遺族。

歳入の部		予算額	構成率
科 目	税		
1. 市 国 有 提 供 施 設 等	税	134,357,200	32.28
所在市町村助成交付金		1,000,000	0.28
3. 地 方 交 付 税		60,000,000	17.10
4. 公 営 企 業 及 び 財 産 収 入		7,626,520	2.17
5. 分 担 金 及 び 負 担 金		4,215,240	1.20
6. 使 用 料 及 び 手 数 料		15,077,040	4.30
7. 國 庫 支 出 金		36,142,250	10.30
8. 県 支 出 金		3,188,670	0.91
9. 寄 付 入 金		7,858,700	2.24
0. 寄 繰 緑 繙		30,000,000	8.55
1. 緑 繙 越 収		11,815,780	3.37
2. 雜 入 金		2,658,660	0.76
3. 市 入 債		37,000,000	10.54
歳入合計		350,940,060	100.00
歳出の部		予算額	構成率
科 目	費		
1. 議 会 費	7,933,760	2.26	
2. 市 役 所 費	57,929,000	16.51	
3. 消 防 木 計 西 費	19,364,250	5.52	
4. 土 市 計 事 業 費	17,094,240	4.87	
5. 都 市 計 事 業 費	12,002,100	3.47	
6. 失 業 対 策 育 事 費	3,953,380	1.13	
7. 教 育 施 設 費	55,321,100	15.76	
8. 社 会 及 び 労 働 施 設 費	38,414,500	10.95	
9. 保 健 生 活 費	6,747,320	1.92	
0. 产 業 経 済 費	13,270,480	3.78	
1. 財 経 計 産 調 査 費	2,002,760	0.57	
2. 統 計 調 査 費	309,570	0.09	
3. 選 挙 費	2,284,000	0.65	
4. 公 債 出 費	11,427,940	3.26	
5. 諸 庁 會 建 設 費	4,885,660	1.39	
6. 予 備 費	95,000,000	27.07	
7. 予 備 費	3,000,000	0.85	
歳出合計		350,940,060	100.00
特別会計公益質屋		6,950,200	
特別会計国民健康保険		44,180,710	
国民健康保険販賣勘定		3,777,700	

特別会計公益賃屋	6,950,200
特別会計国民健康保険	44,180,710
国民健康保険直診勘定	3,777,700

に予算を配分
九十二万円で、十六・五%に当り、前年と比較して三百七十三万余円の増となつておりますが、これは、紙農業委員会費に計上された業務職員給与と環境衛生費に風していた人件費を吸収

（教育費）
教育費は、五千五百三十二万余円で、総額の十五・八%に当ります。
前年度に比し、表面的に二百四十六万余円の減となりますが、前年度予算額には婦人会館建設費が含まれておりましたので実質的には、五十四万円程度の増額となります。

この教育行政の振興は私の就任以来一貫した方針であり、いままでの四年間におきましても、各教育施設の整備充実に努めてまいりましたし、又PTAの負担軽減を図

遺族援護法による障害年金、遺族年金、屯懸金などを、まだ請求していな
い方は、この四月二十九日までに請求しませんと、受付けられなくなります。
これは、昭和三十七年四月三十日に公布された
「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が、いよいよ四月二十九日で満七年を経
過し時効になるからです。が、それではどんな方がこの法律に該当するか
といいますと、元軍人軍属の身分とか、傷病死亡の原因などのいろいろの
したため、実質的にはなんらの増もなく、この反面消費的経費の旅費及び
一般需用費において、約百二十万円の減となつて

一十九日まで
族年金弔
条件がありますが、大
次のような方や、また
の遺族の方は該当する
となります。
まず障害年金について
戦地で負傷し、または
気にかかり、それが原
で現在不具癡疾の状態
ある者。
つぎに遺族年金、弔慰
については、戰死、戰
病死した方の遺族で請
手続が不案内のためには
そのままにしている者
入營応召等で戦地で病
にかかり、復員後郷里
療養死亡した方の遺族
円の者になつております。

請求して下さい
慰金は
入院中の傷病により、
病院給の裁定を受け、
の後その傷病によつて
亡した方の遺族、またに
加恩給を受給中に(平成
でも)死亡した方の遺族
遺族年金を受ける権利は
ありながら、別居など
より遺族間の連絡が不十分
のため、請求されな
遺族。
公務死亡者の子が満十才以上であるが、不具
疾となり、生活資料を乞
ることのできない場合、
当慰金を受ける第一順位者
の遺族が、生死不明で大

るため、そのまま請求しないでいる遺族。

戦時中、國家総動員法による徴徴用者、学徒動員、女子挺身隊などで、軍需会社、工場などに勤務中戦時災害によつて死亡した方の遺族。

または満洲開拓民などで戦力に参加したための戦傷死者、および特別未帰還者で外地抑留中の業務にもとづく死亡者の遺族などですが、以上之外に死亡された方の身分、死亡の原因、受給遺族の要件などで疑問のある方は四月二十九日までに、関係書類を持参の上、市厚生課援護係までお問い合わせ下さい。

必ず住民登録を
引越したときは住民登
録の届出をお忘れなく

